

堺市ガバメントクラウドファンディング活用支援事業認定要綱

令和8年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、堺市に対するふるさと納税の制度を活用して堺市内（以下「市内」という。）の産業振興及び地域課題の解決に資する事業の実施に必要な資金を募集し、これを補助金として交付することにより、当該事業に係る資金調達を支援し、もって地域経済の発展及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) ふるさと納税 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金をいう。
- (2) クラウドファンディング 事業者が事業を実施するために必要な経費を、インターネット等を通じて不特定多数の者から広く募集する資金調達の仕組みをいう。
- (3) ガバメントクラウドファンディング 地方自治体がふるさと納税制度を活用し、地域の課題解決や特定のプロジェクトのために、インターネットを通じて広く寄附を募る仕組みをいう。

(申請者)

第3条 堺市ガバメントクラウドファンディング活用支援事業（以下「本事業」という。）の対象者は、次の要件を満たすものとする

- (1) 第9条の規定による寄附金の募集を開始する時点において、市内に本店を置く法人又は団体、若しくは市内に住所を有する個人であること。
- (2) 中小企業基本法における中小企業者の定義「資本金の額又は出資の総額」及び「常時使用する従業員の数」のいずれも超えていない事業者、スタートアップやベンチャーとして起業をめざす個人（学生を含む）、若しくは、第二創業の事業であること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団又は法第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）若しくは堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下単に「暴力団密接関係者」という。）に該当しないこと。法人の場合にあつては、その役員（法第9条第21号ロに規定する役員をいう。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しないこと。
- (5) 宗教上の組織又は団体でないこと。

- (6) 政治団体でないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第2条第4項から第13項までに掲げる営業を行うものでないこと。
- (8) その他市長がふさわしくないと認めるものでないこと。

（申請事業）

第4条 本事業に申請できる事業は、前条に規定する申請者が実施する事業のうち、次の要件を満たすものとする。

- (1) 申請する事業の内容が、本市の地域課題や社会課題の解決及びイノベーション創出に資する内容であること。
- (2) 目標金額に満たない場合でも、提案した内容を実施できる事業であること。

（事業の認定）

第5条 本事業の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に申請しなければならない。

- (1) 堺市ガバメントクラウドファンディング活用支援事業認定申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 暴力団員等に該当しないことの誓約書（様式第3号）
- (4) 役員情報届出書（様式第3号の2。法人の場合に限る。）
- (5) 発行後3か月以内の履歴事項全部証明書

※個人事業者の場合は、(i) 発行後3か月以内の住民票、(ii) 個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は税務署の受付印が押印された直近の所得税の確定申告書B第一表の控え、の両方。（開業前の場合は、(i) のみ）

- (6) 納付期限が到来している直近の事業年度に係る法人市民税の納税証明書（原本）（原則として発行後3か月以内のもの。非課税の場合は非課税証明書。第1期決算未達の場合は申立書。）

（個人事業者の場合は、直近の年度に係る市民税）

- (7) 会社案内又はそれに類するもの
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の認定申請書及び添付書類の内容を審査し、適当であると認めるときは、その事業を堺市ガバメントクラウドファンディング活用支援認定事業（以下「認定事業」という。）として認定する。また、認定申請書の内容が適当でないと認めるときは、堺市ガバメントクラウドファンディング活用支援事業不認定通知書（様式第5号）により、認定しない理由を添えて、申請者に通知するものとする。

3 前条の認定にあたり、市長は、3人以上の学識経験者または経営支援に係る経験を有する者等の意見を聴かなければならない。

(認定期間)

第6条 前条第2項の認定の期間は、認定を通知した日の属する年度の年度末までとする。

(認定内容等の変更)

第7条 認定事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）し、又は認定事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。

2 前項の規定に基づき変更の承認を受けようとする場合は、堺市ガバメントクラウドファンディング活用支援事業変更承認申請書（様式第6号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 認定事業を中止しようとするとき又は申請者及び事業内容等が本要綱の規定に適合しなくなったときは、堺市ガバメントクラウドファンディング活用支援事業中止承認申請書（様式第7号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

4 市長は、前2項に規定する書類を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、堺市ガバメントクラウドファンディング活用支援事業変更決定通知書（様式第8号）により、申請者に通知するものとする。

5 認定事業が予定の期間内に完了しない場合又は認定事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(認定の取消)

第8条 市長は申請者が次のいずれかに該当すると認められるときは、認定を取り消すことができる。

(1) 前条第3項の届け出があった場合

(2) 事業計画（前条の規定による変更があったときは、その変更後のもの）に従って実施していない場合

(3) 申請者、事業計画等が本要綱の規定に適合しなくなった場合

(4) 申請者に重大な法令違反等不正な行為があったと認められるとき

(5) その他市長が不適当と認めるとき

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに理由を付して申請者に通知する。

3 第1項の規定による認定の取り消しにより損失が生じた場合は、申請者がその責めを負うものとする。

(寄附金の募集)

第9条 市長は第5条第2項の規定により認定した事業を本市が利用するクラウドファンディング型ふるさと納税に係るウェブサイトに掲載し、寄附金を募集するものとする。

2 寄附目標額は1,000,000円を上限とする。

3 寄附金の募集は、寄附目標額に達した時点または、寄附募集期間の末日で終了するものとする。

(補助金の交付申請)

第10条 第5条第2項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、寄附金募集終了の日から起算して30日以内に、堺市ガバメントクラウドファンディング活用支援事業補助金申請書（様式第9号）に次の各号に示す書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 収支予算書（様式第10号）
- (2) 補助対象経費の内訳書（様式第11号）
- (3) 補助対象経費の見積書（またはこれに相当する書類）の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助対象期間)

第11条 補助対象期間は、第6条の認定期間に関わらず別表1に定めるとおりとする。

(補助対象経費)

第12条 補助対象経費は、別表2に定める認定事業の実施に必要と認められる経費とする。

(補助金の額)

第13条 補助金の額は、第9条に規定するサイトを通じ認定事業に対し寄附された金額の合計額から、当該サイトの運営事業者に支払う手数料に相当する額を減じて得た額とする。

2 前項の規定に関わらず、交付する補助金の上限は1,000,000円とする。

3 補助金充当額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付の条件)

第14条 認定事業者は、補助金の執行にあたり次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 堺市補助金交付規則（平成12年堺市規則第97号。以下「規則」という。）の定めに従うこと。

(補助金の交付決定の通知)

第15条 市長は、第10条の規定による交付申請書を受理した場合、審査を行い補助金を交付すべきものと認めたときは、堺市ガバメントクラウドファンディング活用支援事業補助金交付決定通知書（様式第12号）により通知するものとする。

(補助金申請の変更等)

第16条 補助金申請の内容を変更(軽微な変更を除く。)し、又は中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。

2 前項の規定に基づき変更の承認を受けようとする場合は、堺市ガバメントクラウドファンディング活用支援事業補助金変更承認申請書(様式第13号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定に基づき、中止又は廃止の承認を受けようとする場合は、堺市ガバメントクラウドファンディング活用支援事業補助金中止(廃止)承認申請書(様式第14号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

4 市長は、前2項に規定する書類を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、堺市ガバメントクラウドファンディング活用支援事業補助金変更(中止・廃止)決定通知書(様式第15号)により、申請者に通知するものとする。

5 補助金申請の内容が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(実績報告)

第17条 認定事業者は、次の書類を、認定事業が完了した日、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日から起算して30日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 堺市ガバメントクラウドファンディング活用支援事業補助金実績報告書(様式第16号)
- (2) 事業実施報告書(様式第17号)
- (3) 収支決算書(様式第18号)
- (4) 補助対象経費の内訳書(様式第11号)
- (5) 補助対象経費に係る支出の証明書類の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第18条 市長は、規則第14条第1項の規定による補助金の額の確定後に、認定事業者に対して補助金を交付する。

2 認定事業者は、堺市ガバメントクラウドファンディング活用支援事業補助金交付請求書(様式第20号)により、補助金の額の確定通知を受けた日から起算して15日以内に、補助金の交付請求を市長に対して行わなければならない。

(事業実施経過報告)

第19条 市長は、認定事業の実施状況確認のため、認定事業者に対し、現地調査及び事業実施経過の聞き取りを行うことができるものとし、この場合において、認定事業者は市長

が行う調査及び聞き取りに対して、必ず協力するものとする。

(財産処分の制限)

第20条 規則第22条に規定する市長が定める財産の処分の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和10年度の予算に係る補助金（当該年度の予算で翌年度に繰り越したものに係る補助金を含む。）については、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

別表 1

補助対象期間
毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日

別表 2

補助対象経費	内 容
物品等取得費	原材料費、物品等購入費、機械装置・工具器具・ソフトウェア等の購入経費（製造、改良、据付、借用に要する経費を含む）、レンタル費及びリース費
施設等利用費	施設・土地等の賃料及び利用費
委託外注費	委託外注に要する経費
広告宣伝費	印刷製本費を含む周知などに活用する経費
謝金	認定事業の実施に必要な活動の協力者等に対する謝金
その他、認定事業の実施に必要な経費	その他、認定事業の実施において市長が必要と認める経費

備考

1 次の経費については対象外とする。

- ・ 認定事業の実施に直接関わらない経常的な運営費
- ・ 人件費、飲食費、交際接待費、通信費、水道光熱費、旅費交通費、手数料
- ・ 領収書がない場合その他支出した事実が確認できない経費
- ・ 消費税、印紙税、源泉所得税及び復興特別所得税その他の租税公課に係る経費
- ・ その他、社会通念上適当でないと市長が認める経費